令和８年（フ）第５１０号
横浜市鶴見区市場上町４番10号　カーサ市場上町203
破産者　吉田　将博
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４６４号
神奈川県藤沢市菖蒲沢1211番地　レオネクストグリーンベル203
破産者　愼　　昌友
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６７７号
静岡県牧之原市細江2234番地１　リンピアＥＡＳＴ　301、旧住所静岡県藤枝市高洲59番地の39
破産者　大橋　徹也
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第７２５号
静岡市清水区半左衛門新田138番地の１　ウィルモアＡ202
破産者　望月　理花
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３１７号
静岡県焼津市石津中町21番地の４　アレグリーア303
破産者　望月　美里
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９９号
兵庫県西宮市門前町14番９―403号、前住所神戸市東灘区御影塚町３丁目５番18―209号
破産者　ステーキハウスクレイジービーフことのぼる精肉店こと　村上　和仁
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２６０号
兵庫県西宮市山口町上山口４丁目６番26号稲野テラスハウス３号室
破産者　保科　和彦
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２６４号
兵庫県尼崎市田能３丁目６番３―302号
破産者　長谷　加代
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３１３号
兵庫県西宮市上大市３丁目５番９―106号
破産者　村田　敬祐
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第１０７号
岡山県津山市山方414番地
破産者　矢野　　努
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第７号
岡山県津山市東一宮５番地６　レオパレスアミルⅡ　202号室
破産者　山本　　潤
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第３５７号
広島市中区南千田西町９番41―611号
破産者　清水　芹奈
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６５８号
広島市西区己斐上１丁目12番43号
破産者　村上　継則
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６８５号
広島市中区江波南１丁目10番21―201号　グランドヒルズたくみ
破産者　丸山　貴光
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２２号
広島県福山市引野町三丁目28番３―802号
破産者　髙橋真樹子
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１２号
山口市阿東生雲東分937番地２
破産者　金子　時枝
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５４号
山口県防府市牟礼今宿１丁目10番48号　ハイツ泉１―Ｂ号
破産者　三戸　健志
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７３号
福岡県みやま市瀬高町下庄244番地１、住民票上の住所山口市宮野下2883番地７
破産者　Ｔｒｉｏ．ｍｎｔこと　金子真由美
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７０号
愛媛県松山市松末２丁目17番17号　シティーハイツミトモ206号
破産者　神尾　常二
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部